

みやぎ太陽光発電施設実態調査及びデータベース作成等業務 企画提案募集要領

この要領は、みやぎ太陽光発電施設実態調査及びデータベース作成等業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 業務名

みやぎ太陽光発電施設実態調査及びデータベース作成等業務

2 目的

令和4年10月1日に施行された「太陽光発電施設の設置等に関する条例」（以下「本条例」という。）では、各種届出の提出のほか、施設の適正な維持管理や保守点検を行うことが義務付けられることとなった。このことから、県では太陽光発電施設への巡視を行い、不適切な案件を発見した際は適正化の指導を行う必要がある。

本業務は、県内の太陽光発電施設の実態を把握し、データベース化することで、その後の継続的な巡視活動の基礎を構築することを目的とする。また、不適切案件の洗い出しや適切な指導を行い、本条例の適正かつ円滑な運用に努め、以て地域と共生した太陽光発電の普及拡大を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

別紙「みやぎ太陽光発電施設実態調査及びデータベース作成等業務仕様書」のとおり

5 検討すべき課題

【検討すべき課題】

以下の課題について、他都道府県の類似制度等も参考としながら解決策を提案する。

(1) データベースの作成

本条例に基づく指導及び助言を継続していくためには、太陽光発電施設の実情を正確に把握できる体制が重要となる。

今後の継続的な巡視業務実施に活用できるデータベースを作成し、県が常時活用することができるものとする必要がある。

(2) 効率的に業務を遂行できる事務局体制の構築

本業務では、県からの依頼があった際に太陽光発電施設が本条例の規定に適合しているかどうかを次に掲げる視点から検査する必要がある。

- イ 土砂災害の防止に関する視点
- ロ 太陽光発電施設の安全性に関する視点
- ハ 周辺環境の保全に関する視点
- ニ 景観保全に関する視点
- ホ その他本業務の履行に当たり重要となる視点

(3) 条例対象案件の選別・届出等未提出案件の発見

本条例の対象となるのは合計出力50kW以上の太陽光発電施設である。届出等の手続きを行うよう周知を行っているが、これを行わない事業者がいることも想定される。これに対し、本条例の手続きを適正に行うよう指導する必要がある。

県では、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第9条第6項に基づき公開されている再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報をもとに、県内の太陽光発電を把握している。しかし、同認定情報のうち本条例の対象外となる施設があるほか、再エネ特措法の認定を受けずに事業を行っている施設がある。再エネ特措法により認定されている施設のうち本条例の対象となる施設を抽出する必要があるほか、再エネ特措法の認定を受けていない事業の発見が必要となる。

(4) 不適切案件の掘り起こし

本条例の適用を免れるため、不正な手段を用いることも想定される。これの掘り起こしを行い、強力な行政指導につなげる必要がある。

(5) 設置許可申請案件の事前審査

本条例第5条において、設置規制区域には太陽光発電施設の設置を原則禁止している。設置規制区域内に設置する場合には知事の許可が必要となる。

設置許可に係る申請が提出された場合、土砂災害防止の観点から、申請内容の適正性を判断する必要がある。

第2 事業費（委託上限額）

金21,734,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

第3 応募資格

企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 本業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 3 宮城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていない者であること。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- 8 本業務の円滑な履行ができる実施体制が整備できる者であること。
- 9 条件を満たす1事業者を代表とする複数事業者に共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が条件を満たすこと。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（県との関係性においては再委託に該当。）により本業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第4 スケジュール（予定を含む）

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 企画提案募集開始 | 令和5年3月22日（水） |
| 2 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和5年3月29日（水） |
| 3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和5年4月 5日（水） |
| 4 企画提案への参加申込期限 | 令和5年4月14日（金） |
| 5 企画提案書の提出期限 | 令和5年4月19日（水） |
| 6 企画提案選定委員会の開催 | 令和5年4月25日（火） |
| 7 選定結果通知 | 令和5年4月26日（水） |
| 8 契約締結 | 令和5年5月 8日（月）～ |

第5 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和5年3月29日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

イ 指定様式(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレス：pv-jourei@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 再エネ・省エネ推進班)

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年4月5日(水)までに再生可能エネルギー室ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案書の提出

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書(様式第1号) : 1部

ロ 企画提案応募条件に係る宣誓書(様式第2号) : 1部

ハ 企画提案書(任意様式) : 10部

※A4版片面印刷(カラー印刷可)とし、表紙及び目次を除き20ページ以内(添付資料を含む)とする。

(2) 企画提案書の構成

イ 表紙

「名称」、「住所」、「代表者名」、「担当者名(所属、職、氏名)」、「連絡先(電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス)」

ロ 目次

ハ 全体計画

(イ) 業務全体の流れ(フロー図等を用いて説明)

(ロ) スケジュール

(ハ) 人員体制

ニ 業務内容別の説明

(イ) 本業務に関する取組

(ロ) 提案者による独自の取組(任意)

(ハ) その他

ホ 概算見積書

積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

(3) 提出期限 令和5年4月19日(水)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 再エネ・省エネ推進班

(宮城県庁行政庁舎13階)

第6 業務委託候補者の決定

1 業務委託者の選定方法

県が設置する選定委員会において、3の審査項目及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、満点の6割以上である企画提案を行った提案者のうち、最高点をつけた委員が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。また、最高点をつけた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、選定委員会において協議の上で業務委託候補者を選定する。企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

なお、応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、下記2(1)の一次審査(書類審査)を実施する。

2 審査内容

(1) 一次審査(書類審査) ※応募が3者を超える場合のみ実施

イ 実施日 令和5年4月21日(金)

ロ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、下記3の審査項目及び配点に基づいて審査し、審査の結果、提案者の中から上位3者を選定する。

ハ 一次審査結果の通知

審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和5年4月25日(火)

ロ 実施方法

(イ) 出席者は1者につき3人以内とする。

(ロ) 1者あたりの持ち時間は25分程度(説明15分以内、質疑応答10分程度)とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

(ハ) 事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料は認めない。

(ニ) 審査結果については、所定の手続きを経た後、プレゼンテーション審査に出席した提案者に文書で通知する。

3 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

審査項目		配点	
		一次 審査	プレゼン テーション 審査
計画 全体	業務の目的や趣旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案となっているか。	20	20
業務 遂行 の実 現性	【太陽光発電施設の実態把握及びデータベース作成】 ・今後の巡視業務を効率的に行うことができるよう、必要な情報が整理されたデータベースを提案することができるか。	20	20
	【太陽光発電施設の巡視】 ・太陽光発電施設が適正に運用されているかどうかを確認するための手法についての提案が具体的かつ効果的なものとなっているか。	20	20
	【提案者による独自の取組（任意）】 ・県が提示した「検討すべき課題」の解決に資する、適切かつ効果的な提案内容となっているか。	20	20
実施 体制 運 営 能 力	・業務を効果的かつ効率的に遂行し、連動的に実施可能な体制ができているか。	5	5
	・全体スケジュールは効果的かつ実現性のあるものとなっているか。	5	5
	・本業務に類似する事業実績を有しているなど、その知識やノウハウ等を生かすことが期待できるか。	5	5
見積	・事業費の積算は妥当であり、目標・効果とのバランスはとれているか。	5	5
合計		100	100

4 選考結果の公表

選定結果については、後日、再生可能エネルギー室のホームページに掲載する。なお、審査・選定結果に関する質問には応じないものとする。

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文章が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、すでに提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容についての説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

(2) 成果品の権利等

イ 成果品は、他者の所有物や著作物を侵すものでないこと。

ロ 受注者は、県に対して、成果品に係る著作人格権の行使を行わないものとする。

(3) 機密の保持

受注者（委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出された書類は、原則として、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(5) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

第9 問い合わせ先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 再エネ・省エネ推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話022-211-2655